

# グローバルEV関連株ファンド (為替ヘッジあり/為替ヘッジなし)

愛称: **EV革命**

追加型投信 / 内外 / 株式

## さらなる成長が期待されるEV市場 ～おかげさまで設定5周年！～

平素より「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり/為替ヘッジなし）愛称：EV革命」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。おかげさまでファンド設定来、2023年1月で5周年を迎えました。この5年間でEV（電気自動車）市場は大きな成長を遂げましたが、本格的な拡大期はこれから始まると考えており、さらなる信託財産の成長を目指します。

以下、当ファンドのマザーファンドを実質的に運用しているロベコ・スイス・エージーからの情報を基に、今後のEV市場の動向や運用状況、運用方針等をご報告申し上げます。

※ 以下、「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり）」を（為替ヘッジあり）、「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジなし）」を（為替ヘッジなし）とすることがあります。

### 当レポートのポイント

## 1. EV市場はまだ黎明期、本格的な成長ステージはこれから

2018年のファンド設定来、EV市場は大きな発展を遂げましたが、世界の自動車販売台数に占めるEV比率は、2021年で約6%と、EV市場はまだ黎明期と言えるでしょう。2033年には、EV比率は50%を超えると予想しており、今後EV市場は本格的な成長期に移行することが期待されます。

## 2. 米国も自動車のEV化へ大きくシフト

これまで自動車のEV化は相対的に中国、欧州が先行していました。しかし、米国も本格的に自動車のEV化にシフトしてきており、今後は米国が新たなEV市場として注目されます。その背景は2022年8月に米国で成立したインフレ抑制法です。インフレ抑制法では、対象となるEVを購入すると最大7,500米ドルの税額控除を受けることができます。また、米国内でバッテリーセルとモジュールを製造する企業も優遇されるため、EV関連企業や最終消費者にとってはEV製造、購入の追い風となります。

## 3. EVの保有・維持コスト低減も追い風

EVが登場した当初、EV補助金は普及促進に必要不可欠でした。しかし、技術進歩や生産台数拡大に伴うEVの製造コストの低減などもあり、一部のEVはガソリン車並みの価格に抑えられてきています。また、昨今の原油価格高騰などもあり、一部のEVの保有・維持コストはガソリン車よりも安くなっています。

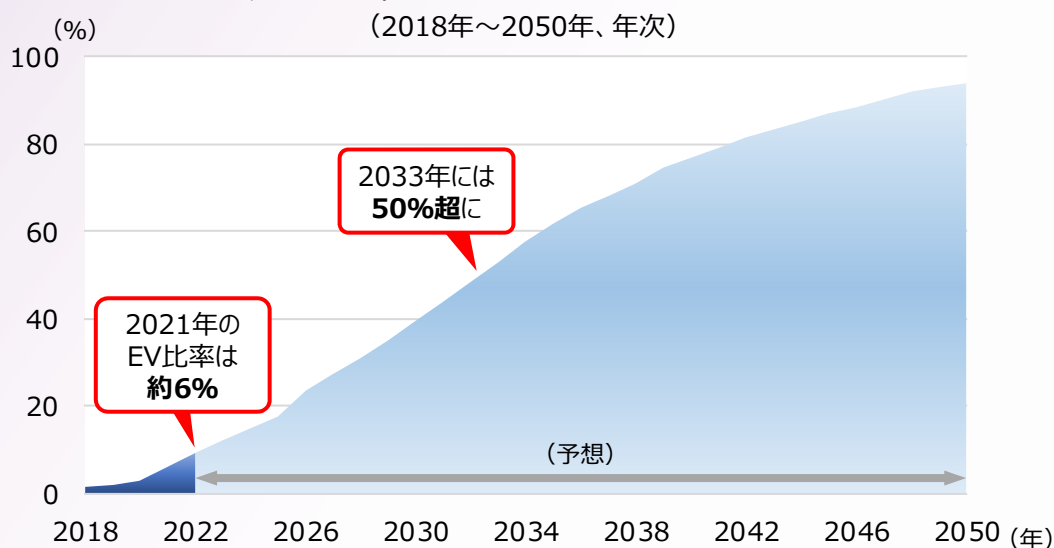
※ 上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。今後、予告なく変更される場合があります。

## EV市場はまだ黎明期、本格的な成長ステージはこれから

- 2018年に設定された“EV革命”。設定当初は、まだEVは未来の自動車というイメージが強かったですが、世界的に脱炭素社会の実現に向けた動きが活発になったことなどの追い風もあり、EV市場は大きな発展を遂げました。
- しかし、世界の自動車販売台数に占めるEV比率は、2021年で約6%と、EV市場はまだ黎明期と言えるでしょう。近年、世界の自動車メーカーはEVに大きく舵を切りはじめています。また、各国・地域の政府も政策等でEVの普及を後押ししています。このような環境下、2033年には、EV比率は50%を超えると予想しており、今後EV市場は本格的な成長期に移行することが期待されます。
- 中国は、政府の後押しなどもあり、急速にEV市場が立ち上がっています。自動車販売台数に占める新エネルギー車（NEV）\*の比率は、2020年3月は4.5%でしたが、2023年3月は30.6%と3年で大きく拡大しています。中国ではNIOやシャオペン等の新たなEV企業が誕生しています。今後、EV市場の拡大とともに新たな有望企業の誕生も期待されます。

\*新エネルギー車（NEV）はEVとプラグイン・ハイブリッド車の合計です。

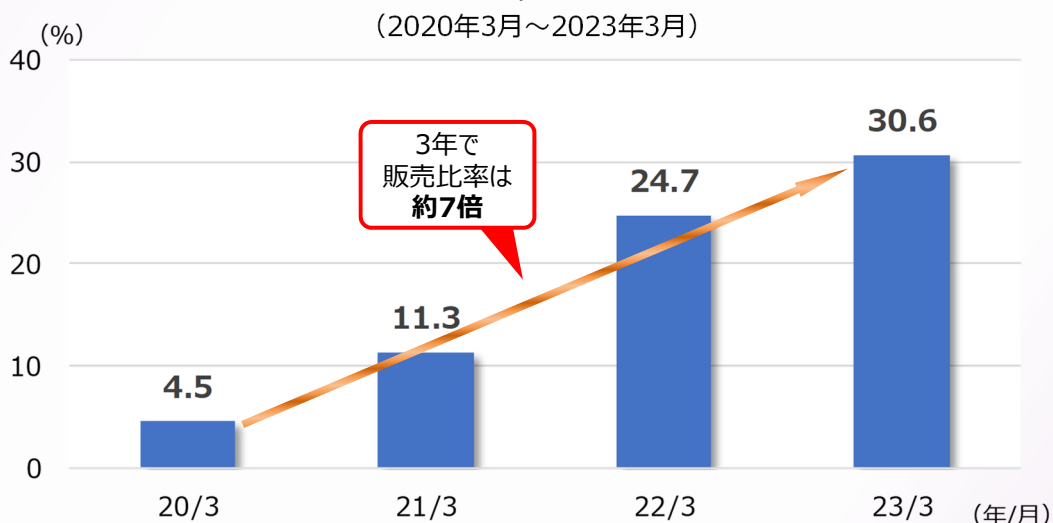
世界の自動車販売台数に占めるEV比率の推移



(注) 2022年以降はロベコ・スイス・エージーの予想。

(出所) ロベコ・スイス・エージーのデータを基に委託会社作成

中国の新エネルギー車販売台数比率の推移



(出所) ロベコ・スイス・エージー等のデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。今後、予告なく変更される場合があります。

※個別銘柄に言及していますが、上記の銘柄を推奨するものではありません。



## 米国も自動車のEV化へ大きくシフト

- これまで自動車のEV化は相対的に中国、欧州が先行していました。しかし、米国も本格的に自動車のEV化にシフトしてきており、今後は米国が新たなEV市場として注目されます。
- その背景は2022年8月に米国で成立したインフレ抑制法です。インフレ抑制法では、対象となるEVを購入すると最大7,500米ドルの税額控除を受けることができます。また、米国内でバッテリーセルとモジュールを製造する企業も優遇されるため、EV関連企業や最終消費者にとってはEV製造、購入の追い風となります。
- 日本のトヨタ自動車などがEVに全力で取り組み、米国でのEV現地生産に積極的な姿勢を打ち出したのも米国市場でのEV競争が背景にあると考えられます。そのほかフォルクスワーゲン、フォード・モーター等の既存の大手自動車メーカーも米国で積極展開していくため、米国でのEV化は進展すると考えられます。
- インセンティブを追い風に米国に限らず、EVシフトが進んでいます。例えば、メルセデス・ベンツは2030年までに全車種をEVへ、フォルクスワーゲンは2030年までに世界販売の5割をEV、フォード・モーターも2030年までに欧州で販売する乗用車をすべてEVにする目標を掲げて舵を切っています。

### 自動車メーカーによる米国向けEV生産計画

企業名	コメント
トヨタ自動車	2025年に米国でEVの現地生産を開始、車載電池の工場も建設し、基幹部品から組立てまで一貫してEVを生産する計画。
日産自動車	2026年までに米国の部品工場に2億5,000万米ドルの投資計画を発表し、4車種のEVの生産を開始する計画。
ホンダ	2026年の販売を目指し、オハイオ州の工場でのEVの生産体制を整備する計画。
フォルクスワーゲン	カナダでEV向け車載電池工場新設、サウスカロライナ州にSUVのEV製造工場の建設を計画。
BMW	サウスカロライナ州に10億米ドルを投じEVの生産設備、7億米ドルで車載電池工場を立ち上げる。メキシコにも車載電池工場を新設する計画。
ゼネラル・モーターズ	2024年にメキシコ北東部にある工場をEV専用の生産拠点に転換する計画。
フォード・モーター	カナダでEV向け車載電池工場、米サウスカロライナ州でSUVのEV製造工場を建設する計画。カナダ・オンタリオ州の組立工場をEV製造拠点として刷新、北米でのEV生産の大量生産拠点として再生させる計画。

(出所) ロベコ・スイス・エージー、各種資料のデータを基に委託会社作成



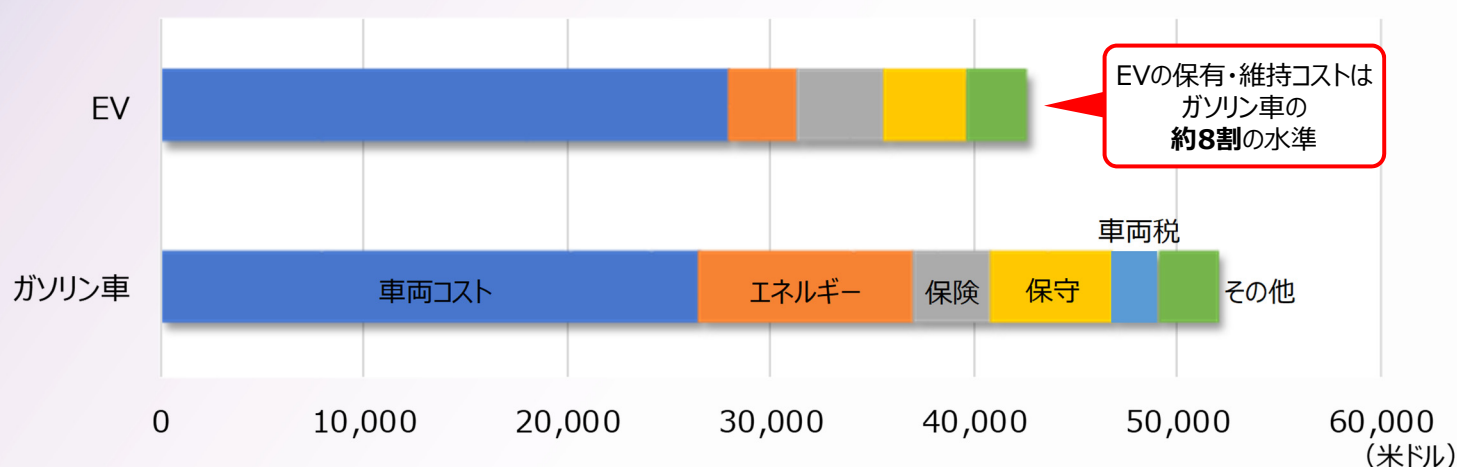
(写真はイメージです。)

※ 上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。

※ 個別銘柄に言及していますが、上記の銘柄を推奨するものではありません。

## EVの保有・維持コスト低減も追い風

- EVが登場した当初、EV補助金は普及促進に必要不可欠でした。しかし、技術進歩や生産台数拡大に伴うEVの製造コストの低減などもあり、一部のEVはガソリン車並みの価格に抑えられてきています。また、昨今の原油価格高騰などもあり、一部のEVの保有・維持コストはガソリン車よりも安くなっています。
- 例えば、チェコの手自動車メーカーであるシュコダ・オートのEVとガソリン車の保有・維持コストを比較すると、EVでは主にエネルギーと保守コストなどが低く、ガソリン車の約8割の水準に抑えられています。
- 今後、EVの購入コストが下がり、クリーンな再生可能エネルギーの供給手段が増加すれば、EVの保有・維持コストはさらに下がり、EVの普及に拍車がかかると考えられます。

EVとガソリン車の保有・維持コスト比較  
(2021年第四半期)

(注1) EVはシュコダ・オートの「Enyaq」、ガソリン車は同「Kodiaq」。

(注2) スイスで6年間SUVを所有した場合の総コスト。

(出所) シュコダ・オート、ロベコ・スイス・エージーのデータを基に委託会社作成

## 市場見通しおよび運用方針について

- 2023年に“EV革命”は構造的な成長の恩恵を得られると考えています。2023年の世界のEV販売台数は約1,400万台が見込まれ2022年比で30%以上の成長が期待されます。
- 高付加価値のインテリジェントEVに搭載される半導体とソフトウェアコンテンツの数は、従来のEVの約4倍が見込まれ、充電インフラ市場なども同様に急速な成長が期待されます。
- 当ファンドでは、世界のEVメーカーとそのサプライチェーン（供給網）であるパワー半導体、ADAS（先進運転支援システム）、コネクティビティ関連企業への投資比率を高め、中国のEV関連企業への投資比率も維持する考えです。
- 当ファンドでは、輸送のEV化、シェアードモビリティ、更なるインテリジェント化への移行で収益を獲得できる企業を選別していきます。当ファンドが注目するEVテーマは中長期的な成長が続くと考えています。

※個別銘柄に言及していますが、上記の銘柄を推奨するものではありません。

※上記は過去の実績、将来の予想、当資料作成時点の見通しおよび運用方針であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## 基準価額・純資産総額の推移（2018年1月24日（設定日）～2023年4月17日）

## &lt;為替ヘッジあり&gt;



(2023年4月17日現在)

税引前分配金  
再投資基準価額  
14,228円

基準価額  
13,423円

純資産総額  
約126億円

## &lt;為替ヘッジなし&gt;



(2023年4月17日現在)

税引前分配金  
再投資基準価額  
17,577円

基準価額  
16,547円

純資産総額  
約856億円

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注3) (為替ヘッジあり)、(為替ヘッジなし)ともに分配金（1万口当たり、税引前）は設定来累計（2023年4月17日現在）で1,000円です。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。



## ファンドの特色

- ※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにあります。
- グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり）：為替ヘッジあり  
 グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジなし）：為替ヘッジなし
- マザーファンドへの投資を通じて、EV（電気自動車）関連企業の株式に実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。
    - 「グローバルEV関連株マザーファンド」への投資を通じて、EV（電気自動車）の進化や発展に伴い、恩恵を受けると思われる企業に投資します。
    - 銘柄の選定にあたっては、個々の企業の成長性や株価のバリュエーションを考慮します。
    - マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、ロベコ・スイス・エージーへ委託します。
  - 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドからお選びいただけます。
 

（為替ヘッジあり）

    - 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
    - ※一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引を行うことがあります。

（為替ヘッジなし）

    - 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。
  - 毎年1月、7月の23日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として分配を目指します。
    - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

### ■ 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

## 投資リスク

## ■ 為替リスク

（為替ヘッジあり）

当ファンドは、原則としてマザーファンドを通じて投資する外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引を行うことがあるため、為替変動の影響を受けることがあります。

なお、円金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

（為替ヘッジなし）

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## ■ カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

● 政治体制の変化 ● 社会不安の高まり ● 他国との外交関係の悪化 ● 海外からの投資に対する規制 ● 海外との資金移動の規制  
さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## ■ 信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## ■ 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## お申込みメモ

## 購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

## 購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

## 換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

## 信託期間

2028年1月24日まで（2018年1月24日設定）

## 決算日

毎年1月、7月の23日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金支払いコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- 英国証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日

## スイッチング

販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料  
購入価額に3.30% (税抜き3.00%) を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額  
ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）  
ファンドの純資産総額に年1.793% (税抜き1.63%)の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料  
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただけます。
  - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
  - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
  - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※ 上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。  
 ※ 監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

### 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号          加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、          一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>          コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。</p> <p>ロベコ・スイス・エーゲー</p>

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	金融商品取引業協会 一般社団法人第二種	日本投資顧問業協会 一般社団法人	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○		○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		※1
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第191号	○					
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長（金商）第1号	○					
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第8号	○					
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号	○					
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○		
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第6号	○					
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第36号	○					
西日本シティT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		※1
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第3号	○					※2

備考欄について

※1：金融商品仲介業者経由のみでのお取扱いとなります。※2：「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジなし）」のみのお取扱いとなります。

**【重要な注意事項】**

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2023年4月17日